

1 これまでの取組と成果

かごしま子ども未来プラン 2015（2015（平成 27）年度～2019（令和元）年度）では、「ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援」と「社会全体で行動し、少子化対策を推進」を両輪として、結婚、妊娠・出産への支援や、子育ての経済的負担の軽減、子どもの貧困対策の推進、仕事と生活の両立の推進など、様々な施策を展開してきました。

このような取組もあり、本県の合計特殊出生率は、2018（平成 30）年は 1.70 であり、過去最低の 2004（平成 16）年から持ち直してきており、全国では第 4 位となっています。（図表－16、図表－17）

また、少子化の原因の一つである晩婚化、晩産化については、平均初婚年齢や第 1 子出生時の母の年齢は、2015（平成 27）年以降、進行に歯止めがかかっている状況です。（図表－9、図表－21）

「県民意識調査」によると、子育てしやすくなったと感じる人の割合が、前回調査時（2014（平成 26）年）の 7.6% から 2018（平成 30）年の調査時は 20.8% に増加しています。（図表－50）

＜かごしま子ども未来プラン 2015 における施策の構成＞

[1] ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

ライフステージに応じた支援	施策の方向	基本施策	施策目標
	1 総合的な結婚支援の推進	(1) 結婚への支援	① 結婚に対する取組支援 ② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備
ライフステージに応じた支援	2 安心して妊娠・出産するための支援の推進	(1) 妊娠・出産等に関する総合的な支援	① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実
	3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進	(1) 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援 (2) 子育ての経済的負担の軽減 (3) 子どもの健康の確保及び増進 (4) 障害児や要保護児童等への対策の推進 (5) 子どもの貧困対策の推進 (6) 子ども・子育てに安全・安心なまちづくりの推進 (7) 鹿児島県の特徴を生かした施策の推進	① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 子どもの健全育成 ⑤ 地域における人材養成 ① 子どもの育ちを支援する経済的負担の軽減 ① 乳幼児等の保健対策の推進 ② 小児医療の充実 ③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ④ 「食育」の推進 ① 障害児施策の充実等 ② 児童虐待防止対策の推進 ③ 社会的養護体制の充実 ④ ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援 ① 教育支援の充実 ② 生活支援の充実 ③ 保護者に対する就労支援の充実 ④ 経済的支援の充実 ① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ① 鹿児島県の特徴を生かした子育て支援施策の推進
	4 成長に応じた教育の推進	(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	5 仕事と子育ての両立支援等の推進	(1) 仕事と生活の両立の推進 (2) 雇用の場の確保	① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備 ① 県内雇用の確保と創出

[2] 社会全体で行動し、少子化対策を推進

施策の方向	基本施策	施策目標
1 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり	(1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 (2) 子育てを支援する生活環境の整備 (3) 子どもの安全の確保の推進	① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 ① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ② 被害に遭った子どもの保護の推進 ③ 地域における子どもの安全確保
2 企業の取組促進	(1) 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進	① 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

2 目標達成状況

かごしま子ども未来プラン 2015 においては、少子化対策に直結し、「重点目標及び施策の方向」で位置づけた主な取組に関連する「重点数値目標」をはじめ 54 項目の数値目標を設定しており、達成状況(2018 (平成 30 年) 度末時点)については、既に目標を達成したものが 20 項目、概ね順調に進捗しているものが 12 項目となっています。

(1) 重点数値目標

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	婚活サポーターの委嘱数	人	244	307	1,000	
2	婚活イベントの年間情報提供数	回	20	77	70	
3	平均初婚年齢	歳	男性 30.5歳 女性 29.0歳	男性 30.4歳 女性 29.1歳	現状より 若くする	
	A いずれは、結婚しようと思える未婚者の割合	%	70.3	68.5	増加させる	
4	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	—	15	20	
	B 予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合	%	63.1	74.7	増加させる	
5	保育所等待機児童数	人	232	244	0	
6	地域子育て支援拠点の設置か所数	か所	82	104	97	
7	延長保育事業の受入可能者数	人	13,995	28,268	28,107	
8	病児保育事業の延べ受入可能者数	人	14,014	46,988	40,941	
9	放課後児童クラブ待機児童数	人	246	437	0	
10	ファミリー・サポート・センター設置か所数	か所	12	19	20	
	C 子育てがしやすくなったと感じる人の割合	%	7.6	20.8	増加させる	
	D 妊娠・出産、子育てに関する医学的・科学的に正しい知識を理解している人の割合 ①女性の妊娠する力は歳を重ねるにつれて下がっていく ②男性も歳を重ねると精子の数が減る	%	—	①94.5 ②84.9	70.0	
11	男性の育児休業取得率	%	1.3	5.5	6.4	
12	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	%	50.7	54.2	70	
	E 仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える県民の割合	%	9.8	15.4	増加させる	

(2) 包含する計画において掲げる目標値

① 母子保健計画関係

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	%	88.8 ^{※1}	90.7 ^{※3}	100.0	
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	3.0 ^{※2}	2.4 ^{※3}	0.0	
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	%	4.3 ^{※2}	0.8 ^{※3}	0.0	
4	全出生児に占める低出生体重児の割合（出生体重2,500g未満）（出生百対）	%	10.4 ^{※4}	10.7 ^{※5}	減少させる	
5	乳児死亡率（出生千対）	—	2.5 ^{※4}	2.5 ^{※5}	減少させる	
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	市町村	—	15	20	
7	産後ケアの事業に取り組む市町村数	市町村	3	21	20	
8	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	市町村	40	41	全市町村	
9	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	市町村	17	22	全市町村	
10	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合	%	84.0 ^{※2}	78.7 ^{※3}	増加させる	
11	積極的に育児に参加している父親の割合	%	48.5 ^{※2}	65.0 ^{※3}	増加させる	
12	4種混合の予防接種率	%	91.9	101.8	95.0以上	
13	麻しん・風疹(MR)の予防接種率	%	92.4	97.4	95.0以上	
14	3歳児でむし歯のない者の割合	%	75.5 ^{※6}	81.2 ^{※7}	82.5	
15	12歳児でむし歯のない者の割合	%	51.5	58.1	57.4	
16	10代の人工妊娠中絶実施率（15～19歳人口千対）	人	7.9 ^{※8}	5.2 ^{※9}	7.0	
17	10代の性感染症の報告数（1定点医療機関あたり）	人	4.56 ^{※10}	3.63	減少させる	
18	10代の自殺率（当該年齢人口10万対）	人	2.5 ^{※11}	1.4	減少させる	平成29年度実績

※1 平成25年度実績

※2 厚生労働省による抽出調査（平成25、26年）

※3 厚生労働省母子保健課調査

※4 人口動態統計（平成25年）

※5 人口動態統計（平成30年）

※6 平成25年度3歳児歯科健康診査

※7 平成30年度3歳児歯科健康診査

※8 平成25年度衛生行政報告例

※9 平成30年度衛生行政報告例

※10 H25～26年の5か年における4疾患の平均

※11 人口動態統計（平成21～25年）

② 子どもの貧困対策計画関係

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	ひとり親家庭自立支援給付金の支給者数	人	1,280	1,308	1,320	
2	母子・父子支援自立支援員の配置市町村数	市町村	3	3	10	

③ 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	かごしま子ども・若者総合相談センターの年間相談数	件	743	544	増加させる	

(3) その他

番号	数値目標項目	単位	計画策定時 (平成26年度)	実績値 (平成30年度)	目標 (令和元年度)	備考
1	障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成(幼・小・中・高校)	%	96.4	100.0	100.0	
2	障害のある児童生徒に対する「個別的教育支援計画」の作成(幼稚園・小・中・高校)	%	94.8	100.0	100.0	
3	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	店舗	1,849	1,843	2,100	
4	特定教育・保育施設等の自己評価・第三者評価の実施率	%	-	88.4	100.0	
5	一時預かり事業の延べ受入可能者数	千人	311	773	1,484	
6	休日保育の実施か所数	か所	23	25	30	
7	子育て短期支援事業の受入可能者数	人	1,442	1,365	2,170	
8	幼稚園における預かり保育の実施率	%	-	71.5	100.0	
9	利用者支援事業実施箇所数(母子保健型除く)	か所	2	14	42	
10	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	人	-	1,805	1,500	
11	保育の質の向上のための研修総受講者数	人	101	1,034	450	
12	認可保育所等の利用定員総数	人	-	42,232	44,269	
13	交通安全教育の普及	回	314	256	320	
14	「育児の日」における企業の取組状況	社	123	126	200	
15	かごしま子育て応援企業登録数	社	263	452	470	
16	男性の家事・育児時間	時間	0時間53分	1時間03分	1時間07分	平成28年度実績

1 基本理念、基本目標及び施策の方向

鹿児島島の未来を担うのは子どもたちです。人口減少、子どもの数の減少に少しでも歯止めをかけることが必要です。結婚、妊娠・出産、子育ての希望がない、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、切れ目のない支援が重要です。

また、生まれながらの格差をなくし、子どもたちが夢と希望を持って、安心してたくましく、心豊かに成長できる社会づくりが大切です。

このため、次の基本理念及び基本目標のもと、5つの施策の方向に沿って、各種施策を推進していきます。

基本理念

子どもを産み育てやすい鹿児島島を目指して ～子どもたちの笑顔と未来のために～

基本目標

個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し、少子化に歯止めをかけるとともに、次世代の育成を支援します。

施策の方向

① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実に努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。また、安全かつ安心に妊娠・出産ができる環境を整備し、妊娠・出産、産後にわたる切れ目のない支援を行います。

② 安心して子育てができる社会づくり

子育ての様々な不安や負担を和らげ、全ての子育て家庭が安全かつ安心して子どもを育てられるよう、社会全体で子育てを支えようとする意識を高めるとともに、幼児期における質の高い教育・保育の提供や子育ての経済的負担の軽減、子どもが安全で安心して暮らせるまちづくりを行います。

③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

子どもたちが、豊かな心や健やかな体、社会で自立する力を身につけられるよう、知・徳・体の調和のとれた教育の推進や、安全・安心で質の高い教育環境づくりを行います。また、学校・家庭・地域が連携した地域全体での子育てにより、次代の鹿児島島を牽引する人材を育成します。

④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

子どもたちが、家庭の経済的状況等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できるよう、児童虐待防止や子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、社会的養育の充実・強化などを推進します。

⑤ ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり

仕事と生活、仕事と子育ての両立を可能にし、各々のライフスタイルに合わせた多様な働き方ができるよう、企業における仕事と子育ての両立支援に対する積極的な取組の促進や、仕事と子育ての両立のための環境整備等を行います。また、雇用の場の確保と創出を図ります。

2 施策体系

施策の方向		基本施策	掲載頁
1	結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	(1) 総合的な結婚支援の推進	84
		(2) 健やかな妊娠・出産への支援	86
		(3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	91
2	安心して子育てができる社会づくり	(1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	97
		(2) 地域における子育ての支援	99
		(3) 保育士等の人材確保	110
		(4) 子育て世代の経済的負担の軽減	113
		(5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり	116
3	子どもの夢や希望を実現する環境づくり	(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	122
		(2) 安全で安心な学校づくり	126
		(3) 特別支援教育の充実	128
		(4) 幼児教育の充実	130
		(5) 郷土教育の推進	132
		(6) 家庭教育の充実	134
		(7) 次世代をリードする人材の育成	137
4	子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	(1) 児童虐待防止対策の充実	142
		(2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり	147
		(3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援	163
		(4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進	166
		(5) 子ども・若者の社会的自立の支援	169
		(6) 社会的養育の充実・強化	171
5	ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	(1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進	174
		(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進	176
		(3) 雇用の場の確保	178

3 推進体制

(1) 県の推進体制

計画の内容は、教育、児童福祉、障害福祉、母子保健、労働等各部局に関連があることから、計画の推進に当たっては、関係部局間の連携を強化し取り組みます。

具体的には、「県少子化対策推進本部」において、各種施策の総合調整を行い、全庁的に計画を推進します。

また、子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づく合議制の機関である「鹿児島県子ども・子育て支援会議」の意見を踏まえ、計画を推進していきます。

(2) 県民との協働

計画の推進に当たっては、県民の理解と参加が不可欠です。

そのため、個人やボランティア、地域の自治会、NPO、企業等の多様な主体とのパートナーシップを構築し、それぞれの役割分担を踏まえながら、幅広い協働により計画を推進します。

また、市町村社会福祉協議会や青少年育成市（町、村）民会議など、関係機関・団体等との連携を図ります。

(3) 市町村との連携

計画に掲載されている施策の中には、市町村が実施主体となる施策もあり、また、市町村の取組が算基礎となっている数値目標もあることから、市町村の取組も円滑に推進していくことが重要です。地域における子育て支援や児童の健全育成、母子保健対策など、住民の日常生活に密着した、子育てしやすい環境づくりを図るため、市町村と連携しながら取組を進めます。

子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村は、利用定員の設定・変更や市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更を行う場合は、あらかじめ県と協議をすることとなっていますが、これらの協議を通じて県や市町村の計画が適正かつ円滑に実施されるよう十分に市町村との連絡、調整を図ります。

4 点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しにおいては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応します。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表します。

(2) 見直し

市町村においては、「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定める計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととなっています。県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、県の計画の見直しを行うこととします。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。